

579

特249

380

日本國民の道

文學博士 河野省三著

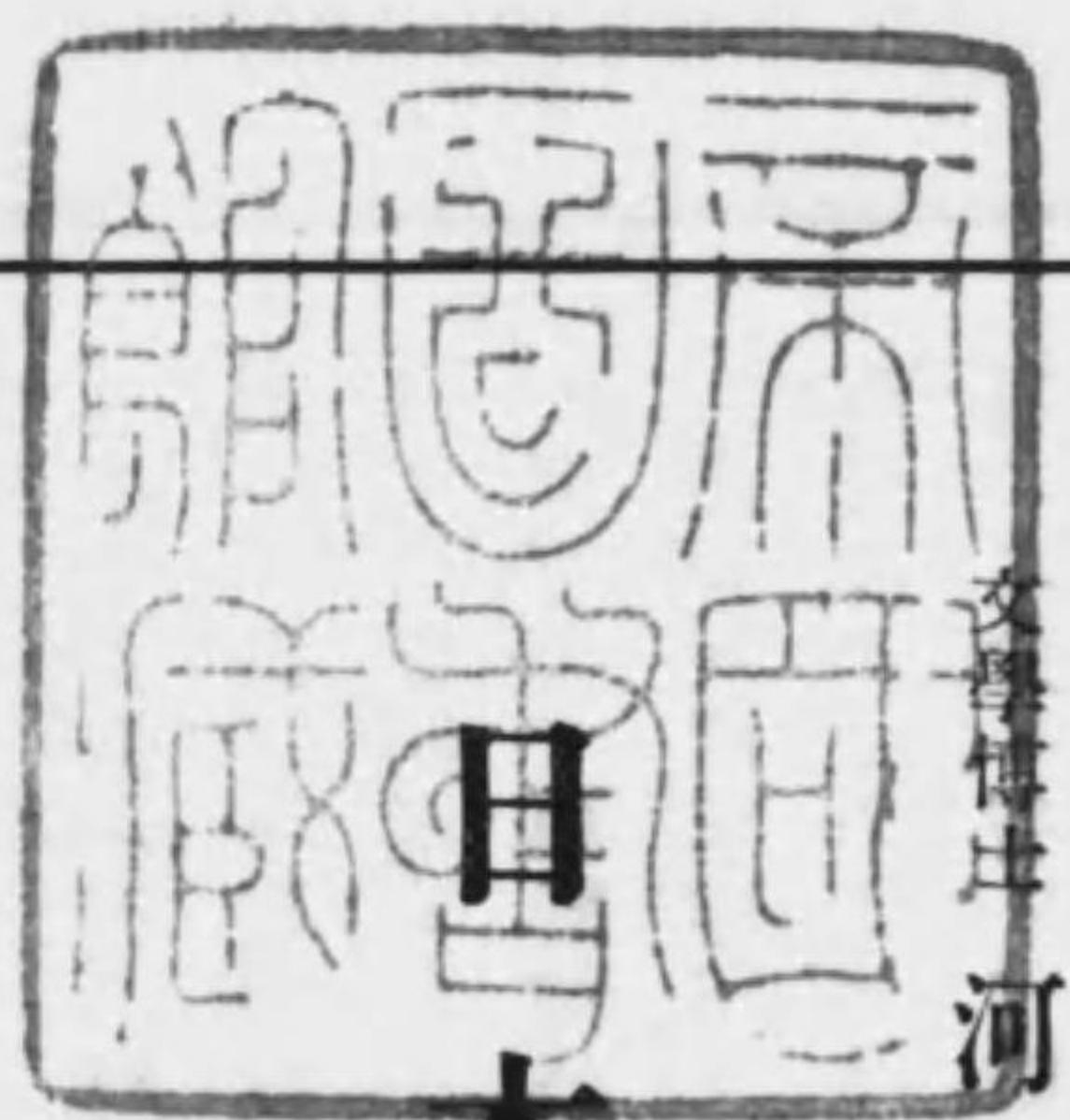
明治維新七十年記念會



始



特249
380



文藝出版社

河野省三著

本國民の道



明治維新七十年記念會

趣意書

謹ミテ惟ルニ、明治天皇ノ維新ノ鴻業ニ際シ、御躬ヲ以テ垂レサセ給ヒシ洪範ハ、畏クモ皇祖肇國ノ大精神ノ發露ニ他ナラス、而シテ其ノ眞髓ハ、祭政一致ノ眞姿顯現ト萬民保全ノ國是確立ニアリシコトハ、當時昭示シ給ヘル五箇條ノ御誓祭ト神祇鎮祭ノ詔勅トヲ拜スルモ炳トシテ明カナリ。

然ルニ爾來年所ヲ經ルコト七十星霜、祭政振ハス、治教洽ネカラス、汚隆顯晦常無クシテ遂ニ今日ノ世相ヲ馴致スルニ至レリ、我等臣民タルモノ、皇運扶翼ノ本分ニ省ミ、誠ニ恐懼ニ堪ヘサル所ナリ。

茲ニ鑑ミル所アリ、此際、明治維新ノ御誓祭ニ神習ヒテ、上下一致シ忠良ナル臣民ノ赤誠ヲ披瀝シ、明治維新七十年記念會ヲ發起シ、左記綱領ヲ達成シテ、

國基ヲ恢弘シ、國光ヲ宣揚シ、以テ聖旨ニ報イ奉ラントス、庶幾クハ朝野ノ諸賢、本會ノ趣旨ヲ諒トシ、奮テ御協贊ヲ賜ランコトヲ。

綱領

一、明治天皇ノ元年三月十四日ニ行ハセ給ヒシ御誓祭ノ聖旨ヲ奉體シ、皇國ノ純正ナル惟神ノ思想信念ニ復シ、各自カ國體意識ヲ明徴ニスルコト。

一、明治天皇ノ三年正月三日ニ渙發シ給ヒシ神祇鎮祭ノ詔ニ基キ奉リテ、神宮ノ御神璽ヲ頒チ給ヘル大御心ヲ奉戴シ、普ク神床ヲ奉安シ神明奉齋ノ本義ニ則リ、惟神ノ情操ヲ涵養スルコト。

一、明治天皇ノ皇國ノ祭祀令ヲ制定シ給ヒシ聖旨ヲ奉戴シ、肇國精神ノ眞髓ヲ顯揚シ、顯幽一貫セル皇民生活ノ安定ヲ體認スルコト。

明治維新七十年記念會

明治維新七十年記念會規約

第一條 本會ハ明治維新七十年記念會ト稱ス
第二條 本會ハ明治維新七十年ヲ記念シテ 明治天皇ノ洪謨ニ則リ神祇崇敬祭政一致ノ精神ヲ普及シソノ徹底ヲ圖ルヲ以テ目的トス
第三條 本會ハ昭和十二年ヨリ三年間ヲ期シ適當ナル時期ニ於テ左ノ事業ヲ行フ
一、神宮、櫛原神宮、宮崎神宮、明治神宮竝ニ神武天皇陵、明治天皇陵、大正天皇陵ニ代表者ヲ派遣シテ參拜セシム
二、東京及地方ニ於テ式典竝ニ講演會ヲ舉行ス
三、記念出版竝ニ宣傳印刷物ヲ頒布ス
四、其他本會ノ目的達成ニ適當ト認ムル事項
第五條 本會ニ委員及相談役若干名ヲ置キ發起人會ニ於テ之ヲ推舉ス
第六條 委員中準備委員長一名及準備委員若干名ヲ置ク
第七條 準備委員ハ左ノ係ヲ分擔ス

第一條 本會ハ總裁ヲ推戴シ尙必要アル場合ハ其他ノ役員ヲ置ク
第二條 本會ノ經費ハ發起人及協賛團體協賛員其他有志者ノ醵出金ヲ以テ之ニ充ツ
第三條 本會ノ事務及收支決算ハ發起人及協賛團體協賛員ニ之ヲ報告ス
第四條 本會ハ事業遂行後之ヲ解散ス其際剩餘金アルトキハ發起人會ノ協議ニヨリ之ヲ處分ス
第五條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第六條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第七條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第八條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第九條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第十條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第十一條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第十二條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第十三條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第十四條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第十五條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第十六條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第十七條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第十八條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第十九條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第二十條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第二十一條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第二十二條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第二十三條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第二十四條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第二十五條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第二十六條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第二十七條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第二十八條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第二十九條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第三十條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第三十一條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第三十二條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第三十三條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第三十四條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第三十五條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第三十六條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第三十七條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第三十八條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第三十九條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第四十條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第四十一條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第四十二條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第四十三條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第四十四條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第四十五條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第四十六條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第四十七條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第四十八條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第四十九條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第五十條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第五十一條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第五十二條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第五十三條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第五十四條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第五十五條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第五十六條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第五十七條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第五十八條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第五十九條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第六十條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第六十一條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第六十二條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第六十三條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第六十四條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第六十五條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第六十六條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第六十七條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第六十八條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第六十九條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第七十條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第七十一條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第七十二條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第七十三條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第七十四條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第七十五條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第七十六條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第七十七條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第七十八條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第七十九條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第八十條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第八十一條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第八十二條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第八十三條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第八十四條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第八十五條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第八十六條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第八十七條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第八十八條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第八十九條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第九十條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第九十一條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第九十二條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第九十三條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第九十四條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第九十五條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第九十六條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第九十七條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第九十八條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第九十九條 本會ハ明治維新七十年記念會全體
第一百條 本會ハ明治維新七十年記念會全體

日本國民の道

文學博士 河野省三

明治維新は皇政復古である。此の皇政復古は國民の敬神尊皇、盡忠報國の至誠と努力とによつて展開した。されば大政奉還と共に、明治天皇は敬神愛民の大御心に基き、祭政一致の國是に依つて、一すぢに天業の恢弘に向つて御邁進遊ばされた。天業の恢弘は、天孫の御降臨に際して輝き渡り、神武天皇の建國創業に依つて、最も顯著な事實となつた。明治維新は其の神武天皇の御創業に復古して、更に鮮やかに且つ雄大に天業の恢弘を圖らせ給うたのである。茲に畏くも五箇條の御誓文を仰ぐこととなつた。

御誓文は萬機^{ばんき}を公論に決し給ひ、上下一心、官武一途、天地の公道に基き、大いに皇基を振起すべきことを御庶^{のみ}幾遊ばされてゐる。而して祭政一致の國是についても、深く億兆一心、上下一致の努力を御期待遊ばされてゐる。斯くて明治維新は盛んに天業の恢弘を圖らせられると共に、大いに皇謨^{わうぼ}の翼贊^{よくさん}を求めさせられ、漸次その途を擴め、その方法を明かにせられるのである。是に於いて、先づ維新直後、上下一體、敬神愛國の理想に向つて邁進することとなつたのである。

明治維新に、天業恢弘の大御光^{おほみかり}が輝いてより茲に七十年、皇國日本の國運は眞に長足の進歩を示した。中に就いて、其の前半四十五年の御事業は、維新以來、明治天皇の雄大寛弘、質實剛健の御統治によつて、全く前古未^{ぜんこ}未曾有^{みぞう}の發展を爲したのである。國民多數の拜外的傾向、國粹忘却の思想的傾向は著しかつたが、而も其の本づく所、其の由來する所以を靜思すれば、そこには、大きな時代の潮流もあり、更に其の根本には、明治維新を展開した大きな民族的意氣がはたらき掛けて、君民一致、敬神愛國

の理想に奮進し、大膽に歐米の文明開化を攝取し^{せつしゆ}包容^{はうよう}することとなつたのである。それ故、明治初年の刊行物には、一方、文明開化を歓迎しつゝ、他方には種々の著書に神武紀元を標記することが盛んであつたのである。

二

天皇が天津日嗣^{あまつひつぎ}の御事業^{みわざ}を紹述^{せうじゆ}して、天業の恢弘^{くわいこう}を御進め遊ばされるに對し奉つて國民の本分は忠實奉公、盡忠報國以て國運の興隆に貢献し奉り、皇謨^{わうぼ}の翼贊^{よくさん}に心身の力を致さねばならぬのである。此の覺悟、此の自覺は固より常に必要であるが、七十年前を回顧し、明治維新的大業を追憶^{ついおく}し、特に明治天皇の大御心を拜察し奉つて、我等は一層深く反省し、一段と強く努力せねばならぬことを感ずるものである。況んや、今上天皇の聖徳を仰ぎ奉り、空前の非常時局に直面して、國民の使命が全面的に世界的意義を有して來たことを氣付くなれば、現代國民は舉國一致、眞に至誠奉公の實を擧げ、大に皇基を世界に振起し奉らねばならぬ。

明治維新の大業が、上、皇室の大御稜威の下に、斯くの如く、雄大な回天の事業として展開したのは、一つは我等の先輩が、ひたすら、盡忠報國の誠を效すべく努力したからであるが、一つは、神武天皇の建國創業の御治績を追慕し奉り、天業恢弘の大御心に對こたへ奉らうとする大方針が決定し、殊に國民的抱負が湧起した所に基くのである。而して此の大方針が決定し、殊に國民的抱負が湧起したのは、幕末に近く輩出した國學者乃至水戸學者を中心として、可なり廣く國民の間に起つた所の、皇國は萬國に冠絶し、我が天皇は天下の總君主として、日本民族は世界的に躍進し得るものであると云ふ信念が其の大きな底力そこぢからとなつたのである。

明治維新以降七十年にして、重大な意義を有する支那事變に直面し、國運の發展も國民の活動も、國民の精神も、總べて世界的問題としての意義を持つこととなつた。明治、大正を経て、昭和の大御代に至り、日本が此のやうな機運に進展するのは、前述したやうな日本の維新前後に於ける情勢からして、正に自然の道行きだとも云へる。

我等、昭和の國民は七十年前を回顧して、衷心から彼の當時に勝る現代の覺悟と抱負との上に、よく皇謨の翼賛に精勵しなければならない。それが爲には先づ、遠く肇國以來、漸次明かとなり、いよ／＼發展しつゝある我が建國の精神について反省し思念する必要がある。之を善く認識することが、明治維新の皇謨みはかりごとを明かにする所以であり我が國體の本義を理解するに重要な方法である。

我が建國の精神には次の五大特色がある。

- (一) 一君萬民、君民一體の國家生活。
- (二) 天壤無窮の皇運の發展。
- (三) 天皇の敬神愛民の御統治と國民の敬神尊皇の奉仕とに依る家族的國家の建設
- (四) 正しく明るい生活の實現。
- (五) 萬難の克服と無限の努力とに依る優秀なる國家の修理固成。

是等の精神は萬世一系の天皇に依る天壤無窮の皇運を中心として綜合的に進展しつゝ

あるのであつて、日本民族が此の建國の精神を遂行しつゝある間に日本精神が發展するのである。

三

斯やうな建國の精神は、固より天つ神の御子たる現御神（明御神、現人神）としての天皇と其の御統治に對する絕對神聖の信念、即ち神ながら（惟神、隨神）といふ日本民族の固有な最高の信念によつて存立し、展開するのである。神ながらの信念は、神武天皇の建國創業の際に於いて強く發動したのであるが、特に大化革新の時に當つて躍動し、惟神といふ文字も、隨つて此の言葉も初めて其の大化三年四月の詔勅に見えるのである。その後、奈良朝の初にかけて、最も多く使はれた言葉であるが、隨神の文字が普通に用ゐられたやうである。此の後、一旦、王政の復古せられた建武中興の時代に、神皇の信仰として表現し、從つて、神皇之道といふ語と、それから出た皇道といふ言葉が、一時、公卿、神官、僧侶、將士の間に認識せられ、又使用せられた

のであるが、明治維新の前後に至つて、皇國意識や神國信念の興起につれて、神皇之道、皇神之道、皇道、神道といふ語が盛んに用ゐられ、自然に惟神之大道といふ國家的、民族的な根本的信念が確立し、終に明治三年正月三日、神祇官に於いて、天神地祇及び八神と歷代天皇の神靈とを鎮祭し給ひ、篤く孝敬の至誠を申べさせられ、以て億兆臣民の慎みて則り奉るべき道を示し給ひ、更に進んで惟神の大道即ち日本の大教を普及宣揚すべき大詔を御渙發遊ばされたのである。

朕恭しく惟みるに、天神 天祖、極を立て統を垂れ、列皇相承け、之を繼ぎ之を述ぶ。祭政一致、億兆同心、治教上に明かに、風俗下に美なり。而るに中世以降、時に汚隆有り、道に顯晦有り、治教の治からざるや久し。今や天運循環し、百度維新なり。宜しく治教を明かにし、以て惟神の大道を宣揚すべきなり。因りて新に宣教使を命じ、以て天下に布教す。汝群臣衆庶、其れ斯の旨を體せよ。

此の聖旨に基いて、神祇官並びに各藩に宣教使が置かれたが、其の後、時勢の變と

教化の必要とに對應して、明治五年四月、教育部の設置に伴ひ、新に教導職を任命し神官僧侶を中心とし、各方面の教化關係者を以て之に宛て、更に教則三條、即ち所謂三條の教憲を左の如くに定め、大教宣布の準則を明示したのである。

一、敬神愛國ノ旨ヲ體スベキ事

一、天理人道ヲ明ニスベキ事

一、皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムベキ事

是の如きは、即ち我が皇道であり、日本國家發展の原理であり、而して又日本民族活動の指導精神であるが、明治十年前後から、西洋諸邦の文明開化を摸倣するに急であり、又國民生活展開の速度が餘りに急であつたが爲に、明治の中葉には、畏くも陸海軍人に勅諭を賜ひ、ついで列聖の皇謨を承述して千古不磨の大典たる憲法を渙發しあり、更に我が國民道德の大本、我が國教學の淵源たる教育勅語を下賜あらせられたるにも拘はらず、惟神の大道、皇道の精神は、深く國民一般の自覺に上らず、國民の

思想にとつては、天運は逆轉し、治教は徹底せざるの憾みがあつたのである。

然るに明治二十七八年、清國との戰役によつて、國民一般に日本魂の自覺が起り、次いで三十七八年、日露戰役の輝かしい結果によつて、武士道を中心として、國民道德に對する自覺が起り、戊申詔書の洪大なる聖旨を拜し奉るに至つて、國民が漸く我が國民生活の中心として、又國民的信念の根本としての我が國體の本義に對する反省が深くなり、自然に敬神崇祖の大義を強調する聲が教育界に高まり、學者、憂國者の間には、神道的精神、神社崇敬の本義を力説する者も出で、その勢ひは自ら明治維新の際に於ける神祇崇敬の盛事を回顧する考へ方が著しくなり、殊に神祇を崇敬し、祭祀を重んじ給ふ明治天皇の大御心が如何に廣く高くおはしまし、更に爾來常に其の大御心を以て政教を導き給ひ、昭かにし給ふ御叡慮の程がいよ／＼深く拜察し奉られたのである。

然るに明治の時代は四十五年の半ばを以て、明治天皇の崩御と共に、國民の心裡に

極めて深い感慨無量の印象を残して去つた。而も其の御治世の光と力とは、我が肇國以來の皇國の御稟威と國力とを益々輝かせつゝ、更に新に永遠なる惟神の大御稟威として、日本民族の信念を照らし、我が國運進展の源泉を深めさせられることとなつたのである。併しながら此の歴代天皇の御聖德、明治天皇の御稟威を心深く仰ぎ奉り、之に力強く應へ奉るには、十分に我が皇國日本の世界に於ける使命を自覺し、謹みて詔勅に示し給ふ聖旨を體認し奉つて、以て國體の精華を發揚し、我が國運の興隆に貢献する覺悟と努力とが無ければならぬ。此の事は固より解り易い事實であるが、明治の半ばに打忘られたことのあるやうに、意外にも早く、世界大戰後、外來思想が横行し、生活不安が懸念せられた時分は、無氣力な國際的・思想や不合理な自由主義思想に災ひされて、一方に強い國民的自覺が起りつゝあるにも拘はらず、驚くべき一般の思潮となつたのである。關東大震災に遭ひ、過激思想の危険に直面して、畏くも國民精神作興の詔書を拜戴し、國を擧げて建國の精神に還らなければならぬのに、民族精神

の興起は甚だ力弱く、國民的信念は青年や學生や智識階級や労働者の間に、極めて不鮮明な存在であつた。時代の力は誠に寒心に堪へないものがあつたのである。

それが滿洲事變を力強い契機として一轉した。日本精神が皇室の大御稟威、皇國の大生命を中心として、廣く一般國民の心のうちに強く自覺されて來た。日清、日露の戰役に多大の犠牲を拂つて以來、斷えず國力の一部を傾けて、其の開發に努力し、東洋平和の保障としての基礎工作に寄與して來た日本國家にとつては、滿洲の運命は自ら我が國民活動の第一線としての重大なる意義を有してゐる。中華民國とソビエートの滿洲に對し、又滿洲を通して日本に對する態度は、遂に日本をして其の建國の精神を以て、海を越えて、此の滿洲國家を建設せしめるに至つたのである。此の必然の勢ひは、内に在つては、實に彼の大正時代の半ばに振作せられた國民精神が高調し、更に建國の精神として復活し、我が國體觀念と民族性とを自覺せしめたものが、外來思想の押付けたやうな空氣と妖雲とを排除して、急速に躍動し進展して來た結果である。

是に於いて、満洲事變後目ざめた日本精神の自覺は、更に國際聯盟脱退の難局に直面して、日本の世界に於ける孤立した立場から來る深刻な自覺は、愈々日本精神の東洋に於ける第一線に立つ深い意義を明かにするに至つたのである。

日本精神の自覺が高調するにつれて、我が國民の皇國の國體に對する信念と、民族的活動の根本義とに對する反省は、急速度を以て進み、日本精神の根本は皇道であり更にその本質的な真髓は神ながらの道であると云ふ自覺が漸次に著しく強くなつて來たのである。此のやうな情勢が我が内外の國情に反應して起つたのであるが、それと同時に、斯やうな國情に反應しつゝ我が民族精神が覺醒し、民族性が濃やかに起り、^{おのづか}自ら我が古典に於ける祖先の精神と偉業とを追慕し、建國創業の雄圖を實現しようとする意氣が其の源泉を爲してをるのであつて、そこに更に、明治天皇の維新の際に於ける烈々たる御盛業と、恒に國運の伸張を御心に懸けさせ給ふ餘り、深く天地神明を崇め齋き給ふ御信念とに對して、^{おのづか}自らに感激し奉り、追憶し奉る國民感情が顯著に現はれて來たのである。

斯くて皇道精神、惟神の信念は祭政一致としての政治的信念に進展し、神道、日本精神の最も根本的なもの、日本的なものに對する自覺反省が深まつて、こゝに我が國體、日本文化と密接不可分の關係に在る日本民族性即ち朝日に匂ふ大和心の崇高にして優雅、英武にして純真、明朗にして清淡な特色を有する祖先以來の國民的情操が發見し自覺されて、日本精神の本質、皇道の正しい姿が理解されることとなり、いよ／＼皇室の純正なる惟神の思想信念を御發揚遊ばされた、明治天皇の御敬神、その大御心、その御聖業の如何に廣く高く美はしくおはしますかを追慕し奉らざるを得ないのである。

四

明治天皇の大御心より渙發せられた輝く御治績も、御德澤も、詔勅も、御製も、皆それ惟神の御信念であり、隨神の大道である。此のことは明治維新、即ち皇國空前の

庶政一新の盛事に際して、最も鮮かに、最も壯嚴に示されてをるのである。格段なる國運の興隆期に際會し、非常な國家の展開期に直面する度ごとに、我等國民は特に、神代に於ける天孫降臨、神武天皇の御創業、大化の革新と共に、篤く深く明治維新的大業について熟慮し、忠實に明治天皇の聖旨を拜察し奉らねばならないのである。滿洲事變に次ぐ今次の支那事變は、最も痛切に此の心づかひを我等國民に要望してゐるのである。而して此の事變の持つ將來の有ゆる問題は、こゝに徹底した國民の覺悟と信念とによつてのみ、最も堅實に且つ永久性を有する解決を期待し得るのである。

明治天皇は明治三年正月三日、前述した惟神の大道宣揚に關する大詔を下賜し給ふに先だち、先づ神靈鎮祭の聖詔を渙發せられたのであつて、此に祭政一致の本義、敬神崇祖の大義を昭示せられたのである。

朕恭しく惟みるに、大祖の業を創めたまふや、神明を崇敬し、蒼生を愛撫したまふ。祭政一致、由來する所遠し。朕寡弱を以て、夙に聖緒を承け、日夜述惕し、天

職の或は虧けむことを懼る。乃ち祇みて天神地祇暨び列皇の神靈を神祇官に鎮祭ひ、以て孝敬を申ぶ。庶幾くは億兆をして矜式する所有らしめむ。

肇國以來、皇祖皇宗の御統治は、全く神明の崇敬即ち敬神と、蒼生（國民）の愛撫即ち愛民とが並び行はれ、一として貫き、敬神愛民の大御心に基かせられ、其の御業績に顯現せられてゐるのである。敬神の具現したものは祭祀（まつり）であり、愛民の實施せられたものは政治（まつりごと）である。それ故、祭政一致の道は其の由來する所が極めて遠いのである。祭政一致の由來と意義と極めて明白である。此の敬神愛民の大御心は恒に變らせられないのであるが、其の大御心に添ふ祭政一致の道は久しく行はれなかつた。然るに國民の敬神尊皇の至誠が大政奉還の機を速めるや、英邁なる明治天皇は御踐祚の後、間もなく、明治元年三月十三日に祭政一致の國是を「公にし給ひ、翌十四日に及んで五箇條の御誓文を渙發あらせられたのである。御誓文は雄大公正に加ふるに明朗莊嚴、誠に勇往邁進の國民的意氣が大御稜威によつて其の嚮

ふ所を明示せられたやうな感激を覚える。而も斯の國是を定め、深く天地神明に誓つて萬民保安の道を立てようと思召された聖旨は、其の日、維新の勅語として下賜せられた御宸翰の御寫の御言葉を拜誦すれば、益々明かに、愈々深遠なるを覚えるのである。畏くも、天皇には先づ、中世以來、武家が權を専らにして、表面には朝廷を推尊しながら、實際には、億兆の父母なる至尊をして、絶えて赤子たる國民の實情を知ることの出來ないやうに仕向けたが爲に、億兆の君と云ふも唯名のみとなり、朝威益々衰へて、上下相離ること零壊の如くであると痛歎し給ひ、更に次の如く宣はせられたのである。

今般

朝政一新の時に膺り、天下億兆、一人も其處を得ざる時は、皆

朕が罪なれば、今日の事

朕自身骨を勞し、心志を苦め、艱難の先に立・古

列祖の盡させ給ひし蹤を履み、治蹟を勤めてこそ、始て

天職を奉じて、億兆の君たる君に背かざるべし。

往昔、

列祖萬機を親らし、不臣のものあれば、自ら將としてこれを征し給ひ、朝廷の政、總て簡易にして、如此尊重ならざるゆへ、君臣相愛し、德澤天下に治く、國威海外に輝きしなり。

斯くて、天皇は「上は列聖を辱しめ奉り、下は億兆を苦しめる事を恐る」と云ふ畏き大御心からして、恐れ多くも、

朕こゝに百官諸侯と廣く相誓ひ、

列祖の御偉業を繼述し、一身の艱難辛苦を問ず、親ら四方を經營し、汝億兆を安撫し、遂には萬里の波濤を拓開し、國威を四方に宣布し、天下を富岳の安きに置んことを欲す。

と仰せられたのである。只管、列聖の神靈を慰め奉り、億兆の康福を増進したいと思召し給ふ大御心の程、全く感奮興起せざるを得ないのである。此の敬神愛民の大御心こそ祭政一致の根柢である。これ位までに深く厚い敬神の御信念と愛民の御親心が力強く結びつき、動き出したればこそ、祭政一致といふ神々しく而もお懐かしい御統治となつてをるのである。其の御統治が非常の時局に直面したればこそ五箇條の御誓文として渙發せられたのである。此の深い大御心が拜察されなくては祭政一致の本義は解し得られず、祭政一致の精神が認識し得られなければ、五箇條の御誓文が日本國家に於ける萬民保全である所以が理解せられず、天地神明にお盟ひ遊ばされた明治天皇の大御心が善く拜察し得られないのである。

斯くて程なく、其の十月十三日、車駕東京に進み給ふや、直ちに同じ十七日、新に帝都と奠まれる武藏國に於ける一宮永川神社を當國の鎮守として、御親祭遊ばさる、旨仰せ出され、

神祇を崇め、祭祀を重んずるは、皇國の大典にして、政教の基本なり。

といふ宏遠なる聖旨に基いて、

方今更始の秋、新に東京を置き、親臨して政を視、特に先づ祀典を興し、綱紀を張り、以て祭政一致の道を復せむとす。

と宣べ、いよ／＼祭政一致の大方針を昭示し給ひ、又翌二年五月二十一日、祭政一致の道によつて、天祖以來の固有の皇道を復興せられた所以を明かにして、
我 皇國、天神、天祖、極ヲ立、基ヲ開キ給ヒシヨリ、列聖相承、天工ニ代リ、天職ヲ治メ、祭政維一、上下同心、治教上ニ明ニシテ、風俗下ニ美シク、皇道昭々、萬國ニ卓越ス。

と仰せられたのである。之によつて、祭政一致が我が肇國以來の皇道であり、其の由來する所は全く敬神愛民の深く廣い大御心であることが極めて明瞭である。此の深厚至大なる敬神愛民の大御心に對し奉つて、敬神尊皇の至誠、敬神愛國の奉公を盡すの

は、因より正に我等日本國民にとつての光榮と歡喜とに充ちた本分であり道である。

五

敬神愛民の御統治と敬神尊皇の奉仕とが相待ち相合し、而して敬神崇祖の信念が此の上下の道を貫き、敬神愛國の理想が君臣の力を伸ばして行くところに、我が神ながらの大道が存する。神ながらの道といふことは、前にも一言したやうに、天皇は皇祖天神の御本質が御表現あらせられ、現御神としての天皇が皇祖の大御心のまゝに此の豊葦原瑞穂國をお治め遊ばされることを意味するのが此の語の本義であつて、即ち所謂神皇の信念が示すやうに、皇祖神と天皇とが御一體であらせられると云ふ日本民族最高の信念である。されば我等日本國民は皆齊しく、皇祖を尊び奉る心を以て天皇を戴き奉り、天皇を敬ひ奉る心を以て皇祖を崇め奉つてをるのである。我が國に在つては、此の皇祖と天皇とを御一體として奉るところに、國民たる道が明かにせられるると同時に、神の觀念内容が定まつてくるのである。そこに日本民族の生活原理たる

神の道としての神道が存するのである。

皇祖と天皇とを御一體に拜し奉つて、皇祖の光華明彩の御聖徳と八紘一字の御理想とを仰ぎ奉り、皇祖以來歷代天皇の永遠に亘る御事業と御慈愛とを體し奉る時、而して恭しく神宮と皇居とを拜み奉るならば、そこに神ながらの信念は現はれ、皇道即ち神道の精神は動いてくるのである。滿洲事變以來、強く起つて來た日本精神は畢竟この神道乃至皇道に外ならぬのである。今や此の日本精神は、或は惟神の信念として或は皇道として、或は祭政一致の精神として、或は敬神尊皇の國民心理として意識せられつゝ、日支事變といふ非常の事件に直面したのである。此の今次の事變は精神界にとつては、國際的にも、國內的にも極めて複雜の重要性をもつてゐるのである。從つて此の事業に善處する上からも、又此の非常時局を通して、明治天皇の大御心を察し奉る上からも、日本精神を正しく認識し、更に此の日本精神を中心として、惟神の大道乃至皇道の精神を發揚することが、極めて大切な問題である。

日本精神は日本民族の傳統的信念なる忠君愛國、敬神崇祖、忠孝一本、即ち一言にしていへば神ながらの信念を中心とし、我が民族性即ち美はしく明るく而して氣高いところの大和心を根柢として、我が國史を一貫しつゝ、日本國民の活動と共に發達して來た民族精神である。従つて其の發達の間に、或は外來の思想文化を攝取し同化し或は幾多の艱難と戰ひ時々の消長に會ひ、一面には其の特質を訓練せられ、一方には其の特色を發揮して來たのであつて、其の發展の過程や表現の事情を考察してみるとそこによく日本精神の特色を看取^{くわんしゆ}することが出来る。

(一) 日本精神には魂^{たま}を打こむ、即ち心を込める、眞劍味になるといふ特色が著しい。

- (二) 日本精神には強い力を柔^{やせら}かに表現するといふ、みやび(優雅)な特色がある。
- (三) 日本精神は包容力^{ほううりょく}に富み、よく多くの文化を取り入れ、他の民族を同化する。
- (四) 日本精神は工夫^{ふう}を加へ、發明を爲す力に豊かである。即ち智能に於いて優れ

てゐる。

(五) 日本精神は常に其の本質を失はない。即ちよく固有の力を伸ばして行く。此の五つの特色が日本精神の機能^{はんのう}として著しく氣付かれるのである。觀方^{みかた}によつては尙この他に重要な特色もあり、又その半面としての缺點もあらうが、それらの缺點を認識し、その短所を補はうとする所にも、日本民族性の特色が存する。而して此の日本精神の本質となり根本となるものが、是まで述べて來たところの日本心即ち我が民族性を根柢^{こんてい}とし基調^{きとう}とした所の惟神^{みかみ}の信念である。惟神の信念は言ふまでもなく我が國體觀念の眞髓^{しんずい}であつて、明治天皇の聖詔^{みことのり}に輝き、國民がよく之を奉戴して、忠實奉公、億兆一心、皇謨^{けいも}を翼賛^{よくさん}し奉る所に最も鮮^{あざ}やかに實現するのである。(完)

昭和十二年十月十九日印刷
昭和十二年十月二十二日發行 非賣品

東京市澁谷區若木町一一全國神職會館內
編輯人 明治維新七十年記念會
右代表者 太田眞一
東京市豐島區高田南町一ノ三五七
印刷者 正木正家
東京市澁谷區若木町一一全國神職會館內

發行所 明治維新七十年記念會

終

18
88